

第 5/2021 号

2021 年 10 月 26 日

**タイ投資委員会（BOI）の2021年投資促進措置に基づく
追加特典が受けられる最後のチャンス！**

新型コロナウイルス(COVID-19) 感染拡大の影響を受けたタイ経済を回復させるため、タイ投資委員会（BOI）はターゲット産業における大型投資プロジェクトを促進すべく「2021年投資促進措置」を創設し取組を開始している。実際の投資額が10億バーツ以上のプロジェクトに対し通常特典に加え、追加特典として、さらに5年間にわたり50%法人所得税を減税する。申請期間は2021年の最終営業日。

特典

通常特典の法人所得税免除期間終了後

さらに 5 年間にわたり 50%法人所得税を減税

条件

1. 2021年の最終営業日までに奨励申請書を申請するプロジェクトに適用する。
2. グループ A1、A2 および A3 に該当する事業であること。（指定の業種を除く）
※対象事業と通常特典はhttps://www.boi.go.th/index.php?page=eligible_activitiesにて確認のこと。
3. 奨励証書発給日より 12 カ月以内に **10 億バーツ以上の投資**（土地代および運転資金を除く）を実施すること。
4. 各投資奨励措置により合計 8 年間を超えない法人所得税免除特典が付与されたプロジェクトであること。
5. 奨励受理回答期限および奨励証書発給証拠提出期限の延長は認められない。追加特典を申請する場合は、奨励証書発給日より18カ月以内に投資実施済みの証拠を提出すること。

布告:

【EN】 https://www.boi.go.th/upload/content/No5_2564EN_60cafe95bc69a.pdf

【JP】 https://www.boi.go.th/upload/content/No.5_2564JP_611a1b6f94551.pdf

インフォグラフィック：

【EN】 <https://www.boi.go.th/upload/content/accelerationEN.pdf>

【JP】 https://www.boi.go.th/upload/content/stimulus_60517721dbf37.pdf

BOIとその 投資促進措置 2021年

投資が迅速に行われるよう促進するべく

2021年の初日営業日より
2021年の最終営業日まで
提出される奨励申請書に適用される。

必要条件

- ✦ 所定のターゲット事業を
行っていること。(A1-A3グループ事業)
- ✦ 奨励証書発給後12か月以内
に実際の投資金額が
10億バーツを超えること。
- ✦ 奨励受理回答および奨励証書
発給の過程において期間延長の
申請は認められない。

通常基準からさらに
5年間にわたり
法人所得税を
50%
減税する。



LINE @boinews

Facebook BOI News

App BOI News

YouTube Think Asia, Invest Thailand

THAILAND
BOARD OF
INVESTMENT
www.boi.go.th

お問い合わせ先：

本情報便の内容についてのご質問、タイ進出に関するご相談がおありの方は、ぜひお気軽に下記のタイ投資委員会（BOI）東京事務所または大阪事務所までご連絡を頂ければと存じます。

BOI 東京事務所

タイ王国大使館経済・投資事務所

〒107-0052 東京都港区赤坂2-11-3

福田ビルウエスト8階

Tel. : 03 3582 1806

E-mail : tyo@boi.go.th

Facebook : <https://www.facebook.com/BOITokyoOffice>

BOI 大阪事務所

タイ王国大阪総領事館

〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎1-9-16

バンコク銀行ビル7階

※BOI大阪事務所の管轄エリアは、関西、中国および四国

Tel. : 06 6271 1395

E-mail : osaka@boi.go.th

Facebook: <https://www.facebook.com/boiosaka>

Line : @boinews

Facebook : BOI NEWS

BOIのホームページ : www.boi.go.th

